

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	医療機関の設備投資に関する特例措置の創設(国税6)(法人税:義、所得税:外)(地方税7)(法人住民税、事業税:義)
2	要望の内容	<p>人口構造の変化に応じ、質が高く効率的な医療を提供するため、医療機関が(1)に掲げる固定資産を取得した場合に、(2)に掲げる特別償却又は税額控除を認める措置を創設する。</p> <p>(1)対象となる固定資産</p> <p>以下の目的に資する固定資産</p> <p>① 地域医療構想に沿った病床の機能分化・連携 ② 医療分野におけるICT化の推進 ③ 医療従事者の勤務環境の改善 ④ 環境問題や非常時への対応 など</p> <p>(2)特別償却又は税額控除制度の選択適用</p> <p>特別償却:取得価格の50%(ただし、建物・構築物は25%) 税額控除:取得価格の4%(ただし、建物・構築物は2%。また、本特例措置による控除額の上限は、当期の法人税額等の20%)</p>
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本特例措置の創設により、医療機関における一定の固定資産の取得を支援することで、質が高く効率的な医療の提供への取組を推進する。</p> <p>《政策目的の根拠》 人口減少や少子高齢化といった人口構造の変化等により、質の高い医療サービスへの需要は急速に拡大しており、社会保障の持続可能性を確保するためにも、地域の実情に応じた医療を効率的に提供する体制を構築することが重要。</p> <p>日本再興戦略等においても、医療提供体制の適正化のために、病床の機能分化・連携や医療のIT化の推進の重要性が位置付けられており、その取組の推進は急務である。</p> <p>【参考】 ○ 「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)(抄) ・ 国民が安心して医療・介護サービスを受けられるよう、地域包括ケアシ</p>

			<p>テムの充実・強化を図り患者の利便性を高めるとともに、医療の質の向上や創薬等医療分野の研究開発環境整備、ヘルスケア産業の活性化などに資するように十分な情報セキュリティ対策を講じた上でICT化を強力に推進する。</p> <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針 2015(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定) (抄)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療資源を効果的・効率的に活用するための遠隔医療の推進、医療等分野でのデータのデジタル化・標準化の推進や地域医療情報連携等の推進に取り組むとともに、医療介護の質の向上、研究開発促進、医療介護費用の適正化などの医療介護政策へのデータの一層の活用や民間ヘルスケアビジネス等による医療等分野のデータ利活用の環境整備を進めるなど、<u>医療等分野のICT化を強力に推進する。</u></li> <li>・ 都道府県ごとの地域医療構想を策定し、データ分析による都道府県別の医療提供体制の差や将来必要となる医療の「見える化」を行い、それを踏まえた<u>病床の機能分化・連携を進める。</u></li> </ul>
	②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策目標 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>
	③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 医療機関における一定の固定資産の取得を支援することで、質が高く効率的な医療の提供への取組を推進する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 政策の達成目標に同じ</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 新規の設備投資に係る特別償却・税額控除により、医療機関における投資判断を後押しすることができ、質が高く効率的な医療の提供につながるため、当該措置は有効である。</p>
8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 —</p>

			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 —
			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:—) —
			《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:—) 新規の設備投資に係る特別償却・税額控除により、医療機関における投資判断を後押しすることができ、質が高く効率的な医療の提供につながる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	医療機関における設備投資の拡大を通じ、質が高く効率的な医療を提供するという目標のためには、全国あまねく政策効果が行き渡る税制による措置を講ずることが適当。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	取得価額 500 万円以上の一定の医療機器を対象とした特別償却制度
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—